

半過去を支える解釈領域 – 視野狭窄の半過去を中心に

東郷 雄二
(京都大学)

前島(1997)は、半過去を未完了過去形とするアスペクト価値による伝統的な見方では、次の例を説明できないことを論じた。

(1) J'ai tourné la chaîne. Un flic { tirait / ??a tiré } sur une bagnole qui { prenait / ??a pris } feu. Sur une autre chaîne, l'OM { marquait / ??a marqué } son quatrième but. Sur la dernière, une grosse femme { engueulait / ??a engueulé } son bonhomme.

(2) J'ai pris le métro. Une fille { engueulait / *a engueulé } son copain.

前島は人称と状況との交渉という発話理論に基づく説明を提示したが、本発表では話し手と聞き手による談話の構築・解釈という観点から説明してみたい。

本発表では次の点を論じる。

(A) 解釈領域：時制形式の意味解釈にはある時空間を指定する解釈領域が必要である。

(B) 情報のアクセスポイント：話し手は時制を用いた文 S による談話構築にあたって、S の伝える情報に心的にアクセスしなければならず、そのために適切なアクセスポイントを選択する。

(C) 上の例 (1)(2)は過去スペースへの視点の移動を伴う知覚的半過去である。また(1)ではTV のチャンネルを変えたときに画面に映し出された場面を、(2)では地下鉄に乗った際に目に入った場面を述べており、いずれも先行する場面を持たない。

(D) このとき過去スペースへの1回の心的アクセスで取得できる談話情報は、評価時 t1 においてその成立・不成立が確認できる状態性の事態に限られる。このために(1)(2)では複合過去を用いることができず、半過去を用いなくてはならない。

同様の談話的制約は次の日本語の例でも観察できる。

(3) [誘拐され薬をかがされて意識を失っていた]

はっと気がつく、後ろ手に { しばられていた / ??しばられた }。

またいわゆる「ムードの夕」が状態性述語に限られることも同じ制約で説明できる。

(3) 君は確か鳥取の生まれだったね。

(4) ??君は確か鳥取で生まれたね。